

第2号議案

平成30年度 大分県公債管理特別会計予算

平成30年度大分県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 130,605,478千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成30年2月27日提出

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

款	項	金 額
1 公 債 管 理 費		130,605,478
	1 繰 入 金	79,979,478
	2 県 債	50,626,000
歳 入 合 計		130,605,478

千円

歲 出		
款	項	金 額
		千円
1 公 債 管 理 費		130,605,478
	1 公 債 費	130,605,478
歲 出 合 計		130,605,478

第 2 表

地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	千円 50,626,000	証書借入れ又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む）の方法により、銀行その他から借り入れる。	年 5.0%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債年度の翌年度から、すえ置期間を含め、30年度間以内に元利均等、元金均等又は満期一括などの方法により償還する。 ただし、償還条件は、借入先の定めるところ又は発行要綱による。 なお、財政の都合により、すえ置、償還期間中であっても償還年限を短縮し、若しくは延長し、繰上償還を行い、又は借り換えることができる。

第3号議案

平成30年度 大分県国民健康保険事業特別会計予算

平成30年度大分県国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 121,692,383千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年2月27日提出

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 国民健康保険事業費		121,692,383
	1 分担金及び負担金	33,458,795
	2 国庫支出金	36,195,145
	3 繰入金	7,471,632
	4 諸収入	44,566,811
歳 入 合 計		121,692,383

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 国民健康保険事業費		121,692,383
	1 国民健康保険事業費	121,692,383
歳 出 合 計		121,692,383

第 4 号議案

平成30年度 大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

平成30年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 178,814千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 30 年 2 月 27 日 提出

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金		千円 178,814
	1 繰 入 金	6,631
	2 繰 越 金	108,556
	3 諸 収 入	63,627
歳 入 合 計		178,814

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 母子父子寡婦福祉資金		178,814
	1 母子父子寡婦福祉資金	178,814
歳 出 合 計		178,814

平成30年度 大分県中小企業設備導入資金特別会計予算

平成30年度大分県中小企業設備導入資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 92,483千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年2月27日提出

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 中小企業設備導入資金		92,483
	1 繰 入 金	36,358
	2 繰 越 金	3,470
	3 諸 収 入	52,655
歳 入 合 計		92,483

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 中小企業設備導入資金		92,483
	1 中小企業設備導入資金	92,483
歳 出 合 計		92,483

第 6 号議案

平成30年度 大分県流通業務団地造成事業特別会計予算

平成30年度大分県流通業務団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 642,014千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 30 年 2 月 27 日 提 出

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

款	項	金 額
1 流通業務団地造成事業費		千円 642,014
	1 財 産 収 入	642,014
歳 入 合 計		642,014

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 流通業務団地造成事業費		642,014
	1 土地造成費	642,014
歳 出 合 計		642,014

第7号議案

平成30年度 大分県林業・木材産業改善資金特別会計予算

平成30年度大分県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,008,132千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年2月27日提出

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 貸 付 勘 定		1,004,650
	1 繰 入 金	187,500
	2 繰 越 金	210,300
	3 諸 収 入	606,850
2 業 務 勘 定		3,482
	1 繰 入 金	3,253

	2 諸 収 入	229
歳 入 合 計		1,008,132

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 貸 付 勘 定		1,004,650
	1 林業・木材産業改善資金	250,000
	2 木材産業等高度化推進資金	750,000
	3 林業就業促進資金	4,650
2 業 務 勘 定		3,482
	1 林業・木材産業改善資金	3,253
	2 木材産業等高度化推進資金	229

歳 出 合 計		1,008,132

第 8 号議案

平成30年度 大分県沿岸漁業改善資金特別会計予算

平成30年度大分県沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 201,910千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 30 年 2 月 27 日 提 出

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 貸 付 勘 定		200,000
	1 繰 越 金	165,704
	2 諸 収 入	34,296
2 業 務 勘 定		1,910
	1 繰 入 金	1,910
歳 入 合 計		201,910

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 貸 付 勘 定		200,000
	1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金	200,000
2 業 務 勘 定		1,910
	1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金	1,910
歳 出 合 計		201,910

第9号議案

平成30年度 大分県営林事業特別会計予算

平成30年度大分県営林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 562,255千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成30年2月27日提出

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

款	項	金 額
1 県 営 林 事 業 費		千円
		562,255
	1 使用料及び手数料	34
	2 財産収入	413,038
	3 繰入金	99,415
	4 繰越金	1
	5 諸収入	2,767
6 県債	47,000	

歳 入 合 計		562,255

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 県 営 林 事 業 費		562,255
	1 県 営 林 事 業 費	324,896
	2 県 民 有 林 事 業 費	237,359
歳 出 合 計		562,255

第 2 表

地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
伐 採 事 業 費	千円 43,000	証書借入れの方法により日本政策金融公庫から借り入れる。	年 5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度の翌年度から、すえ置期間を含め、40年度間以内に元利均等の年賦償還の方法により償還する。 ただし、事業ごとの償還条件は、借入先の定めるところによる。 なお、財政の都合により、すえ置、償還期間中であっても償還年限を短縮し、若しくは延長し、又は繰上償還を行うことができる。
県 営 林 造 成 事 業 費	4,000			
合 計	47,000			

第10号議案

平成30年度 大分県臨海工業地帯建設事業特別会計予算

平成30年度大分県臨海工業地帯建設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 405,727千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

平成30年2月27日提出

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

款	項	金 額
1 大分臨海工業地帯建設事業費		千円 405,727
	1 財 産 収 入	7,500
	2 繰 入 金	213,127
	3 繰 越 金	100
	4 県 債	185,000
歳 入 合 計		405,727

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 大分臨海工業地帯建設事業費		405,727
	1 土地造成費	405,727
歳 出 合 計		405,727

第 2 表

債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
6号地事業	平成30年度から 平成31年度まで	千円 125,000

第 3 表

地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
土 地 造 成 事 業 費	千円 185,000	証書借入れ又は証券発行の方法により、財務省財政融資資金、地方公共団体金融機構、銀行その他から借り入れる。	年 5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度の翌年度から、すえ置期間を含め、30年度間以内に元利均等、元金均等又は満期一括などの方法により償還する。 ただし、償還条件は、借入先の定めるところ又は発行要綱による。 なお、財政の都合により、すえ置、償還期間中であっても償還年限を短縮し、若しくは延長し、繰上償還を行い、又は借り換えることができる。

第11号議案

平成30年度 大分県港湾施設整備事業特別会計予算

平成30年度大分県港湾施設整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,809,736千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成30年2月27日提出

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

款	項	金 額
1 港湾施設整備事業費	1 使用料及び手数料	1,394,736
	2 県 債	415,000
歳 入 合 計		1,809,736

千円

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 港湾施設整備事業費		1,809,736
	1 港湾施設整備事業費	1,809,736
歳 出 合 計		1,809,736

第 2 表

地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
港湾施設建設事業費	千円 415,000	証書借入れ又は証券発行の方法により、財務省財政融資資金、地方公共団体金融機構、銀行その他から借り入れる。	年 5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度の翌年度から、すえ置期間を含め、30年度間以内に元利均等、元金均等又は満期一括などの方法により償還する。 ただし、償還条件は、借入先の定めるところ又は発行要綱による。 なお、財政の都合により、すえ置、償還期間中であつても償還年限を短縮し、若しくは延長し、繰上償還を行い、又は借り換えることができる。

第12号議案

平成30年度 大分県用品調達特別会計予算

平成30年度大分県用品調達特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,354,109千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

平成30年2月27日提出

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 用 品 調 達 費		1,354,109
	1 用 品 収 入	1,353,000
	2 繰 越 金	1,109
歳 入 合 計		1,354,109

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 用 品 調 達 費		1,354,109
	1 用 品 調 達 費	1,354,109
歳 出 合 計		1,354,109

第 2 表

債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
用品購入費	平成 30 年度 から 平成 31 年度 まで	千円 597,299